

高体連の謝金に関する源泉徴収に関して

【大会運営】

- 1 運営役員の旅費（「交通費」＋「高体連が必要と認めた経費」）の場合
源泉徴収の必要はない。
- 2 審判等の謝金の場合
源泉徴収の必要はない。
- 3 交通整理員・清掃員等の謝金の場合
会社等との委託契約で、会社等へ直接支払う場合は源泉徴収の必要はない。
- 4 医者・看護師への謝金の場合
謝金の内、旅費分を差し引いた額（A）に対し、源泉徴収が必要となる。
（Aの額により算出、日額表丙欄参照）
※日額表は国税局ホームページよりダウンロードできます。
必ずその年のものを使用してください。

国税局ホームページ URL

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm>

金額に関わらず、個人番号届又は法人番号届を提出すること。

※個人番号届又は法人番号届は高体連ホームページよりダウンロードできます。

静岡県高等学校体育連盟ホームページ URL

<http://www.shizuoka-koutairen.com/>

【講習会・研修会】

- 1 講師の謝金の場合
交通費、講演、指導料等支払われる全ての額に対し、源泉徴収が必要となる。
※法人への支払いは源泉徴収しなくて良い。
一律、支払額の 10.21%
支払合計が5万1円を超える場合には個人番号届又は法人番号届を必ず提出すること。
※個人番号届又は法人番号届は高体連ホームページよりダウンロードできます。
静岡県高等学校体育連盟ホームページ URL
<http://www.shizuoka-koutairen.com/>

例 外

県内高校教諭が伝達講習会として、講習・指導を行う場合には講習会運営役員として扱
い、旅費（「交通費」＋「高体連が必要と認めた経費」）を支払うこととする。旅費
の規程については「高体連大会運営内規」に準ずる。その場合、源泉徴収は必要ない。

【対応方法】

- 1 運営役員の旅費及び審判等の謝金の場合
各専門部にて、領収書による個人領収とする。
- 2 交通整理員・清掃員等の謝金の場合
会社発行の領収書をもらう。（単価、人数を記入）

3 医師・看護師及び研修会・講習会講師の謝金の場合

(1) 謝金は源泉徴収分を差し引いた額を支払い、別紙謝金領収書に必要事項を記入、領収印をもらう。

(2) 各専門部は所定の用紙（納付書）に必要事項（支払年月日、人数、支払額、税額）を記入し支払窓口（税務署又は金融機関・郵便局）にて源泉徴収分を払い込む。（手数料は不要、コンビニ・ATMは不可）

※ 注 窓口への払い込みは謝金支払後、翌月の10日までにを行うこと。

医師・看護師と講師では納付書は異なるものを使用すること。

〔 医師・看護師・・・給と書いてあるものを使用
講師・・・・・・・・給と書いてあるものを使用 〕

(3) 各専門部は報告書と一緒に納付書付属の領収証書を高体連事務局にすみやかに送付する。

個人番号届又は法人番号届の提出がある専門部は合わせて送付する。

(4) その後の諸手続は高体連事務局にて対応する。